

福祉・介護人材確保に向けた広報業務委託公募型プロポーザル募集要項

1 目的

令和6年度の「福祉・介護人材確保に向けた広報業務委託」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務の内容

(1) 委託業務名

福祉・介護人材確保に向けた広報業務委託

(2) 委託業務の内容

福祉・介護の仕事は、社会的意義が大きく、他産業からの参入も多い成長産業である一方、一般的に現場のイメージは、マイナス面がクローズアップされがちで、職業全体の理解を深める必要がある。そのため県では、「奈良県福祉・介護事業所認証制度」を創設し、学生や求職者にとって、安心して就職できる職場であり、就労環境や処遇等の向上に積極的に取り組む事業所として一定の基準を満たす県内の福祉・介護事業所を「認証事業所」として認証し、その取組を評価しているところである。また、若者等に対して福祉・介護の仕事の魅力や長所をダイレクトに情報発信し、奈良県内の福祉・介護事業所への就職を考えるきっかけとするため、当該「認証事業所」に勤務する福祉・介護職員を「奈良県福祉・介護のお仕事PR隊」として委嘱している。

これらを通じて、若者やその親世代、他産業からの転職者などが、福祉・介護の仕事に関心を持ち、参入するためのメッセージ性の高い広報活動を実施する。なお、詳細については「業務仕様書」（別添1）のとおりとする。

(3) 業務委託の期間

契約日から令和7年3月31日まで

(4) 委託上限金額

4,908,750円（消費税及び地方消費税10%を含む。）

(5) 経費の支払い方法

委託料の支払い方法は、委託業務完了後、一括精算払いとする。

(6) 留意事項

新型コロナウイルス感染症等の拡大防止のため、感染状況等を考慮し、募集の中止・延期を行う場合がある。また、委託事業者決定後であっても、委託事業を中止する場合があります。契約締結後においても委託事業の中止、委託内容の変更、それらに伴う、契約額の減額変更を行う場合もある。

(7) その他

企画提案の内容は、見積金額の範囲内で提案者が実現できる内容を記載すること。

3 スケジュール

(1) 募集要項等の配付及び配付場所

① 配付期間

令和6年4月1日（月）から同年4月23日（火）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く。）各日とも午前8時30分から午後5時まで

② 配付場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課福祉人材確保・育成係

※ 郵送による配付は行わない。

※ 募集要項等は、「奈良県医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」
で公開する。

ホームページ URL <http://www.pref.nara.jp/49707.htm>

(2) 質問の受付

① 受付期間

令和6年4月8日（月）午後5時まで

② 提出方法

ア「質問票」（様式1）により、電子メール又はFAXで下記担当課へ送付すること。
（口頭又は電話での問合せは受け付けない。）

イ質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。

ウFAXで送付する場合は、到着確認のため送信後に電話連絡すること。

エ電子メールで送付の場合には、件名に「福祉・介護人材確保に向けた広報業務
委託 質問票の送付」と表記すること。

オ質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるもの
を除き、質問者の氏名等はふせて、令和6年4月11日（木）までに「奈良
県医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」上にて公開する。

なお、個別には回答しない。

ホームページ URL <http://www.pref.nara.jp/49707.htm>

(3) 参加申込書の受付

① 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時（必着）

※ 持参の場合の受付は午前8時30分から午後5時までとする。

② 提出方法

参加申込書（様式2）及び契約締結実績確認書（様式3）を郵送又は持参にて（6）
の担当部課へ提出すること。なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡
すること。

③ 提出書類

ア参加申込書（様式2）

イ契約締結実績確認書（様式3）

④連絡先

（6）の担当課に同じ

（4）企画提案書の受付期間

令和6年4月1日（月）から同年4月23日（火）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の午前8時30分から午後5時まで。ただし、4月23日（火）は正午まで。

※提出書類等詳細については、「5 応募手続き等」を参照すること。

（5）事業者決定

令和6年4月30日（火）を目途に書面により通知する。

（6）担当部課

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課福祉人材確保・育成係（担当：國谷）

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8039

FAX：0742-26-1015

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。

4 参加資格要件

参加は法人によることとし、企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （2）参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- （3）物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者のうち、営業種目「Q5 広告イベント業務」で登録している者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- （4）公告の日から過去5年以内に、国又は地方公共団体から啓発イベントの企画・運営に関する業務を受託し、かつ、これを誠実に履行した者であること。

5 応募手続き等

応募については、1応募者につき1提案に限る。

（1）企画提案書の提出期限

令和6年4月23日（火）正午（必着）

（2）提出場所及び連絡先

3（6）の担当部課に同じ

（3）提出方法

郵送又は持参とする。なお持参の際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

（4）提出物及び部数

下記①及び②について、8部（正本1部、副本（写し）7部）を提出すること。

① 福祉・介護人材確保に向けた広報業務委託企画提案書（様式4）

※ 企画提案書本文で使用する文字は、10.5ポイント以上とすること。

※ 副本には、法人の名称が推測されるような記載や用紙の使用はしないこと。

② 見積書（任意様式。それぞれに必要な経費の内訳が分かるもの）

（5）企画提案書の作成等について

企画提案書は以下のとおり作成すること。

① 業務全般について

本業務の目的を理解した上で、若者やその親世代、他産業からの転職者など様々な層に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝えるため、より高い効果が見込まれる企画提案を考えること。

また、本業務の遂行において、これまでの受託実績をふまえて提案者の強みをアピールすること。

② 企画提案内容について

ア 若者等に対して介護の仕事の魅力などをダイレクトに情報発信することにより、理解促進を図るとともに、就労につなげるための、PR隊の活動内容について下記の項目を踏まえ提案すること。

a 「奈良県福祉・介護のお仕事PR隊（以下「PR隊」という。）が活動するにあたり、必要な能力向上を図り、また互いの親睦を深めることができるPR隊全体会議の企画や講師を提案すること。

b SNSを活用した情報発信について、若者等の興味・関心が得られるような工夫を提案すること。

イ 大学キャラバンについて、学部や学年等に関係なく、学生が奈良県内の事業所への就職を考えるきっかけとするために、WEBや対面によりPR隊と学生の交流を通じて事業所の仕事等が実感できる説明会等の実施案を提案すること。

ウ 「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の周知広報について、求職者に対して「奈良県福祉・介護事業所認証制度」の認知度向上につながるような工夫を提案すること。

エ 「親子で体験する福祉・介護のイベント及び勉強会」を通じて小中学生・若年層や親世代に対して福祉・介護の仕事の魅力を伝える工夫を提案すること。

オ 「フクシカくん」を活用した広報グッズについて、福祉・介護職の認知度を高める効果的な広報グッズを提案すること。

カ 「フクシカくん」着ぐるみ活用業務について効果的な広報活動を提案すること。

③ 業務遂行実施体制について

業務を遂行するうえで、有用な資格、経歴を持つ担当者を配置するなど、適正に実施するための体制を提案すること。

また、業務実施スケジュール、実施内容、担当者の役割分担等を提案すること。

ア 感染対策について

事業実施において新型コロナウイルス感染症等の対策をどのように行うのかについて、具体的に提案すること。

イ 個人情報保護等情報管理体制

個人情報等の管理上の効果的な対策及び個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策について提案すること。

ウ 県が提示した委託上限金額の範囲内で、コスト削減に努めつつ、実現可能な提案内容となっており、経費の明細や単価等を適切に積算した見積書を作成すること。

6 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、「福祉・介護人材確保に向けた広報業務委託事業者選定に係る審査基準」（別添2）に従い、県が別途設置する審査委員会において審査を行い、本業務委託契約の相手方を特定する。

提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、提出書類に基づいたプレゼンテーションを実施する。

① 入室は各事業者3名以内とし、プレゼンテーションの実施者には、やむを得ない場合を除き、本業務に係る統括責任者候補者も含めること。

② プレゼンテーション用の資料はA4又はA3版1枚（両面印刷可）のみ配付可能（10部）とするが、プレゼンテーション内容及び配付資料のいずれにおいても、提案者名が推測できるような表現又は記載は不可とする。

③ プレゼンテーションの実施日

令和6年4月26日（金）

実施時間及び場所については、提案者に対し後日通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症等の拡大状況によっては、リモート接続等によるプレゼンテーション審査となる場合がある。その場合の詳細は、提案者に対し後日通知する。

(3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 4に示した参加資格が備わっていないとき
- ② 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ プレゼンテーションに不参加のとき
- ⑤ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑥ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑦ その他不正な行為があったとき

(4) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を書面により通知する。
また、通知後はすみやかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表するものとする。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 契約等

- (1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結すること。
- (2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。
- (3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。
ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (4) 契約にあたっては、その他、地方自治法（昭和22年法律第67号）や奈良県会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）をはじめとする諸規程が適用される。
- (5) 契約内容等については、特定された者に別途通知する。
- (6) 特定後、速やかに協議を行うこと。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められ

るとき。

- (5) (3) 及び(4)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が(1)から(5)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)において、県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8の(1)から(8)までのいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。

10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に属する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号)に基づき開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (5) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。

11 問い合わせ先

奈良県医療・介護保険局地域包括支援課福祉人材確保・育成係(担当: 國谷)

所在地: 〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話: 0742-27-8039

FAX: 0742-26-1015

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。